

事 務 連 絡
令 和 6 年 3 月 25 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部企画・検疫課

入国時感染症ゲノムサーベイランスでの抗原定性検査キットによる検査について

平素より、検疫法に基づく検疫業務に御理解、御協力を賜り、誠に有り難うございます。
厚生労働省では、令和5年5月8日から、5空港（成田・羽田・中部・関西・福岡空港）の検疫所において、発熱等の有症状者のうち調査に協力いただける方を対象に、海外から流入が懸念される病原体等の調査を行う「入国時感染症ゲノムサーベイランス」を実施しております。

今般、令和6年4月1日より、本サーベイランスの中で、発熱等の症状があり、新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスの簡易検査を希望する者に対し、抗原定性検査キットによる簡易検査を実施することにいたしましたので、下記の内容について御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知をお願いいたします。

記

- 1 5空港（成田・羽田・中部・関西・福岡空港）の検疫所において、希望者に対し検疫官が新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスの抗原定性検査キットによる検査を実施し、当該検査を希望した者には、その場で別紙「入国時感染症ゲノムサーベイランスにおける抗原定性検査キットの検査結果について」をお渡しし、検査の結果をお知らせすることとする。
- 2 その際、検疫官から当該者に対し、以下の内容を説明すること。
 - (1) 抗原定性検査キットによる検査は、診断目的ではないが、
 - ・ 結果が陽性であった方は、一定期間外出を控えることが推奨されるほか、重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦など）や症状が重い方などのうち受診を希望される方は、事前に近くの医療機関等に電話で相談をし、マスクの着用などの感染防止策を講じた上で、近くの医療機関を受診していただきたいこと。
 - ・ 結果が陰性であった方でも、必要な場面でのマスク着用やこまめな手洗い等の基本的な感染予防対策を継続していただきたいこと。併せて、発熱等の症状が続き、受診を希望される方は、事前に近くの医療機関等に電話で相談をし、マスクの着用などの感染防止策を講じた上で、近くの医療機関を受診していただきたいこと。
 - (2) 別紙は、新型コロナウイルス又はインフルエンザウイルスに感染していることの結果証明書として発行しているものではないこと。
 - (3) 医療機関を受診する場合は、発症からの経過時間によって判定結果が変わりうることから、別紙を医療機関に提示するだけでなく、医師に対し自身で発症からの経緯を説明する必要があること。

3 1のとおり、検疫所において新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスの抗原定性検査キットによる検査を実施し、検疫官から2の内容について説明を受けた者が、近くの医療機関を受診する可能性があること。

(参考)

厚生労働省ホームページ「水際対策」

<入国時感染症ゲノムサーベイランス>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html